

第 5 章 区政運営の原則

区政運営の原則

- 第 14 条** 区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めるとともに、公正で公平な視点に立って、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めるものとする。
- 2 区長は、公共サービスの提供に当たっては、区の基本構想に基づきその実現のための総合的な計画を定めるものとする。
- 3 区長は、適切な方法で区の財政状況を公表するものとする。
- 4 区の行政機関は、組織相互間の連携を図り、一体として行政機能を発揮するよう組織を整備するものとする。
- 5 区の行政機関は、多様な方法により区民の意見を把握するとともに、区民の区政への参加及び協働の機会を提供するものとする。
- 6 区の行政機関は、行政評価を実施するとともに、その結果について公表し、区政運営に適切に反映するものとする。

解 説

本条では、区政運営について、6つの原則を規定しました。

まず、第1項から第3項では、機関としての区長の、公共サービスの提供及び財政状況の公表に関することについて規定しています。

第1項は、持続可能で健全な財政基盤を確保し、公正・公平な視点に立ち効果的、効率的に行うこと

第2項は、基本構想に基づき、その実現のため総合的な計画を定めること

第3項は、財政状況に関する説明責任を果たすため適切な方法で区の財政状況を公表すること
の3つの原則を規定しています。

つぎに、第4項から第6項では、区の行政機関の、区政運営に関することについて規定しました。

第4項は、区民ニーズ（行政需要、行政課題など）に対応し、区の行政機関の役割と責務を実現するため、組織の整備、編成について、相互の連携を図り、一体的、総合的な機能を発揮するように整備すること

第5項は、第5条第3項の「区政に参加する権利」を受けて、区民の区政に参加する機会と、区民と区の行政機関が、共通の目的を実現するためお互いを理解し、認め合い、それぞれの役割と責任において連携し、協力し合う機会（協働の機会）を提供すること

第6項は、行政評価を実施し、その結果を公表することと、その行政評価の結果を区政へ適切に反映すること

の3つの原則を規定しています。

第 6 章 情報公開及び個人情報保護

情報公開

第 15 条 区の行政機関及び議会は、区民の区政に関する情報を知る権利を保障し、これを積極的に公開することにより、区民との共有を図るものとする。

解 説

「情報なければ、参加なし」と言われるように、今後、さらに、区民の区政への参加や地域自治を推進していくためには、「情報」の取扱いが極めて大切です。

本条では、区民が「区政に参加する権利」の前提として、区の行政機関と議会に対して、区民の知る権利を保障するとともに、区政に関する情報を積極的に公開することにより、区民と情報共有することを規定しています。

なお、情報公開に関し、より詳細な規定については「新宿区情報公開条例」等で定められています。

個人情報保護

第 16 条 区の行政機関及び議会は、その保有する個人に関する情報を保護し、これを適切に管理するものとする。

解 説

情報の提供や公開を積極的に行う中で、区の行政機関と議会は、個人情報の収集、保管、利用にあたり、個人情報を保護しなくてはなりません。また、個人情報保護とその利用は対立すべきものではなく、調和すべきものです。

本条では、区の行政機関及び議会に対して、その保有する個人情報の保護と、適切に管理することを規定しています。

なお、個人情報の保護に関し、より詳細な規定は「新宿区個人情報保護条例」等で定められています。

【新宿区の個人情報保護制度について】

令和3年5月19日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)」の規定により、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)」が改正されました。

本改正に伴い、令和5年4月1日からは、地方公共団体の機関においても法が直接適用され、法の規定に基づく全国的な共通ルールに従った適切な個人情報保護制度の整備が必要となりました。

こうしたことから、令和5年3月31日で「新宿区個人情報保護条例」を廃止し、法の施行に必要な事項を定める「新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定しました。

また、議会については、法の適用の範囲から除かれるため、「新宿区議会の個人情報の保護に関する条例」を制定しました。

第 7 章 住民投票

住民投票

第 17 条 区は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について直接住民の意思を問うための投票制度（以下「住民投票」という。）を設ける。

2 住民投票において投票権を有する者は、区内に住所を有する年齢満 18 年以上の者で別に条例で定めるものとする。

解 説

住民投票制度は、住民の意思を区政に直接反映するための仕組みです。

住民投票制度には「個別型（非常設型）」と「常設型」がありますが、本条例では、「常設型」とし、次条で請求や発議の要件等を定めています。

参 考

個別型と常設型

個別型とは、住民の意思を確認する必要がある場合に、長や議員の提案または住民の直接請求により、その都度議会の議決を得て住民投票条例を制定する制度です。

常設型とは、投票資格、投票方法、成立要件など、住民投票を実施するために必要な事項についてあらかじめ住民投票条例に定めておき、実施の要件を満たしていれば速やかに住民投票を実施することができる制度です。

本条の第 1 項は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について住民投票制度を設けることを規定しています。ここでは、いわゆる常設型の制度とすることを規定しています。

同条第 2 項は、住民投票の投票権者は、年齢満 18 年以上の住民のうち別に条例で定めるものとししました。

住民投票の実施

第 18 条 住民投票は、次に掲げる場合に、区長が実施するものとする。

- (1) 前条第 1 項に規定する事項について、区内に住所を有する年齢満 18 年以上の者で別に条例で定めるものから、その総数の 5 分の 1 以上の者の連署をもって、住民投票を実施するよう請求があったとき。
 - (2) 前条第 1 項に規定する事項について、議員の定数の 12 分の 1 以上の者から住民投票の実施を求める旨の発議がなされ、議会がこれを議決したとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、前条第 1 項に規定する事項について直接住民の意思を問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

解説

本条の第 1 項で住民投票を実施するための要件として第 1 号で住民の請求、第 2 号で議会の発議について規定しました。

まず、第 1 号は、区内に住所を有する年齢満 18 年以上の者から、その総数の 5 分の 1 以上の者の連署をもって請求があった時には、住民投票を実施することを規定しています。

なお、区内に住所を有する年齢満 18 年以上の者の具体的な要件については別に条例で定めることとしました。

第 2 号は、議員の定数の 12 分の 1 以上の発議がなされ、議会が議決した場合には、住民投票を実施することを規定しています。これは地方自治法第 112 条で規定する議員の議案提出権に沿った内容となっています。

また、同条第 2 項は、区長自らも住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について住民の意思を問う必要があるときは、住民投票を実施できることを規定しています。

住民投票の実施の結果の尊重

第 19 条 区は、住民投票の実施の結果を尊重しなければならない。

解説

本条では、区は、住民投票の結果を尊重しなければならないことを明記しました。

条例への委任

第20条 前3条に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

解説

本条では、住民投票の実施に関して必要な事項は、区民・議会・区の三者で検討したこの条例の理念に基づき、別の条例で定めることを規定しています。

第8章 地域自治

地域自治

第21条 区は、地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう、地域自治を推進する。

- 2 区の行政機関は、地域自治を推進するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 区民は、第1項の地域づくりを行うため、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができる。
- 4 地域の区分及び地域自治組織に関し必要な事項については、別に条例で定める。

解説

本条では、地域自治について、4つ規定しました。

第1項は、地域自治は、地域特性を踏まえた住民の自治を尊重しながら、さらに個性豊かで魅力ある地域づくりを、区民が参加できる仕組みの中で進めていくことを規定しています。

第2項は、区の行政機関は第1項の地域自治の推進に関して必要な措置を講ずることを規定しています。

第3項は、第1項の地域づくり（地域自治）を行う主体は区民であり、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができるということを規定しています。

地域の区分はどのような規模が適切なのか、そして新たな地域自治組織はどのような組織が適切なのかについては、今後引き続き検討していくこととしました。現状では、地域の団体として、町会・自治会、地区協議会、その他様々な団体が活動しているため、新たなあるべき地域自治組織が、既存の様々な団体とどのように連携しどのような関係になるのか等に関して、別の条例での議論に委ねることとしました。

そのため、第4項では、地域区分や地域自治組織に関する詳細な規定については、区民・議会・区の三者で検討したこの条例の理念に基づき、別の条例で定めることを規定しています。

第 9 章 子どもの権利等

子どもの権利等

第 22 条 子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障される。

解 説

本条では、子どもは、社会の一員として自らに係る区政の問題について、それぞれの年齢に応じた形で意見を表明する権利を有し、健やかに育つ（心身の成長、教育等）ための環境が保障されていることを規定しています。

第 10 章 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等

国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力

第 23 条 区は、広域的な課題又は共通の課題の解決に当たっては、国、東京都その他の自治体及び関係機関と対等な立場で連携を図り、相互に協力して取り組むものとする。

解 説

本条では、区は、医療や福祉、環境などの様々な分野で広域的又は共通の課題を解決するために、国、東京都、他の自治体や病院、大学、NPO法人などの様々な関係機関と対等な立場で連携を図り、課題解決に向けて相互に協力して取り組むということを規定しています。

国際社会との関係

第24条 区は、国際都市として自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めるものとする。

解説

新宿区は、国内外の様々な人が住み、働き、学ぶまちであり、また、観光などでも多くの人を訪れるまちです。本条では、こうした国際都市としての自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めることを規定しています。

第11章 条例の見直し等

条例の見直し等

第25条 区長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について、区民及び議会とともに検証を行い、この条例の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

解説

本条は、本条例の見直しの方法を明らかにする規定です。

本条例は新宿区の最高規範であるとともに、本条例の基本理念に照らして社会の変化に対応するため常に進化する条例です。自治のあり方は、関連する諸制度や、社会経済情勢の変化などに対応していかなければなりません。そうしたことから、区長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度を区民・議会とともに検証し、必要な措置を講ずることを規定しています。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

この条例の規定の効力を発動させる施行日を定めています。